

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉田医院	広島市中区江波二本松一丁目13-20	令和 7年 2月 4日
愛児歯科医院	広島市中区大手町五丁目2-20鷹の橋パーキングビル3階	令和 6年12月30日
こだまクリニック	広島市東区牛田東一丁目1-26	令和 7年 1月31日
ひとみ薬局	広島市南区宇品神田一丁目6-9	令和 7年 2月15日
みょうじん薬局	広島市西区井口明神一丁目15-20	令和 7年 2月10日
いずみ心療内科クリニック	広島市安佐南区西原六丁目8-4グレイスコート西原1階	令和 7年 2月 5日
森耳鼻咽喉科医院	広島市安佐南区西原四丁目11-21	令和6年12月31日
松本歯科クリニック	広島市安佐南区西原八丁目34-5	令和 7年 1月31日
西原にんじん薬局	広島市安佐南区西原四丁目11-20	令和 7年 1月31日
医療法人社団 岡本眼科	広島市安佐北区可部五丁目14-16	令和 7年 2月 4日
松村歯科医院	広島市安佐北区落合南一丁目2-22	令和 7年 3月 1日
さこ歯科医院	広島市安芸区中野五丁目15-29	令和 7年 1月15日
サンリ薬局	広島市佐伯区八幡一丁目22-10	令和 7年 1月31日